

品川区商店街活性化推進事業助成金交付要綱

制定	平成 7 年 5 月 1 日	区長決定	要綱第 50 号
改正	平成 8 年 4 月 4 日	区長決定	要綱第 27 号
改正	平成 9 年 4 月 1 日	区長決定	要綱第 44 号
改正	平成 10 年 6 月 5 日	区長決定	要綱第 45 号
改正	平成 13 年 3 月 30 日	部長決定	要綱第 75 号
改正	平成 15 年 6 月 24 日	区長決定	要綱第 58 号
改正	平成 16 年 5 月 31 日	部長決定	要綱第 94 号
改正	平成 17 年 6 月 14 日	区長決定	要綱第 63 号
改正	平成 18 年 4 月 3 日	区長決定	要綱第 124 号
改正	平成 20 年 7 月 11 日	区長決定	要綱第 127 号
改正	平成 21 年 7 月 28 日	区長決定	要綱第 369 号
改正	平成 23 年 5 月 30 日	区長決定	要綱第 80 号
改正	平成 25 年 4 月 1 日	区長決定	要綱第 91 号
改正	平成 25 年 9 月 1 日	区長決定	要綱第 140 号
改正	平成 26 年 4 月 1 日	区長決定	要綱第 74 号
改正	平成 27 年 4 月 1 日	区長決定	要綱第 403 号
改正	平成 28 年 4 月 1 日	区長決定	要綱第 187 号
改正	平成 28 年 10 月 25 日	区長決定	要綱第 246 号
改正	平成 29 年 4 月 1 日	区長決定	要綱第 75 号
改正	平成 30 年 4 月 1 日	区長決定	要綱第 127 号
改正	平成 30 年 7 月 23 日	区長決定	要綱第 162 号
改正	平成 31 年 4 月 1 日	区長決定	要綱第 199 号
改正	令和 2 年 4 月 1 日	区長決定	要綱第 068 号
改正	令和 3 年 4 月 1 日	区長決定	要綱第 104 号
改正	令和 4 年 4 月 1 日	区長決定	要綱第 138 号
改正	令和 5 年 4 月 1 日	区長決定	要綱第 91 号
改正	令和 6 年 4 月 1 日	区長決定	要綱第 133 号
改正	令和 7 年 4 月 1 日	区長決定	要綱第 124 号
改正	令和 8 年 4 月 1 日	区長決定	要綱第 148 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、商店街の施設環境の整備、販売促進活動の基盤整備、組織活動の強化等を推進する事業を支援することにより、区内商店街の活性化を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第 2 条 この要綱に基づく品川区商店街活性化推進事業助成金（以下「助成金」という。）の交付を申請することができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 区内の商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）に基づく商店街振興組合、中小企業等協同

組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合（区内全域を街区とする事業協同組合を除く）および未組織商店街（以下「商店街振興組合等」という。）

(2) 隣接する複数の商店街振興組合等で組織した連合体

(3) 品川区商店街連合会および品川区商店街振興組合連合会（以下「品川区商店街連合会等」という。）

2 前項の助成対象者のうち、商業ビルや地下街における商店街振興組合等については、原則として助成対象外とする。

（助成対象事業）

第 3 条 区長は、助成対象者が実施する別表 1 に掲げる事業で、「東京都商店街チャレンジ戦略支援事業」として採択された事業に対し、その事業に係る経費の一部として、助成金を交付する。

2 区長は、前項の事業のうち、自己資金を十分に確保することが難しく、補助事業を活用したくても実施に踏み切れない商店街が防災や環境等当該商店街に相応しいテーマを掲げて実施する事業（以下「活性化特別支援事業」という。）で、特に必要と認める場合は、その事業に係る経費の一部として「活性化特別支援事業助成金」を交付する。ただし、本事業の申請については、1 ヶ年度 1 回限りとし、申請を行うことができるのは、継続した 2 ヶ年までとする。また、本事業の申請を行う当該年度において、本事業以外の東京都の商店街振興事業（品川区商店街にぎわい創出事業助成金交付要綱第 3 条第 2 項(1)に定める防災や環境等当該商店街に相応しいテーマを掲げて実施するイベント事業を除く）にかかる補助金の申請を行う場合、または、前年度において、本事業以外の東京都の商店街振興事業（品川区商店街にぎわい創出事業助成金交付要綱第 3 条第 2 項(1)に定める防災や環境等当該商店街に相応しいテーマを掲げて実施するイベント事業を除く）にかかる補助金の交付を受けた場合は、本事業の申請を行うことはできないものとする。

3 区長は、第 1 項の事業のうち、商店街と品川区商店街連合会等が協働して行う商店街加入および協力促進のために取り組む事業（以下「組織力強化支援事業」という。）で、特に必要と認める場合は、その事業に係る経費の一部として「組織力強化支援事業助成金」を交付する。

4 区長は、第 1 項の事業のうち、多言語による情報提供等、外国人観光客受入のための環境を整備することで、商店街の地域での役割を高め、商店街の活性化を図る事業（以下「多言語対応事業」という。）で、特に必要と認める場合は、その事業に係る経費の一部として「多言語対応事業助成金」を交付する。

5 区長は、第 1 項の事業のうち、キャッシュレス決済環境を整備することで、助成対象者の利便性を高め、助成対象者の活性化を図る事業（以下「キャッシュレス対応事業」という。）で、特に必要と認める場合は、その事業に係る経費の一部として「キャッシュレス対応事業助成金」を交付する。

6 区長は、助成対象者が実施する別表 1(1) ①から④までに掲げる事業のうち、緊急に小規模改修・撤去が必要と認める場合は、「東京都商店街チャレンジ戦略支援事業」の採択なしに、その事業に係る経費の一部として「街路灯等緊急改修事業助成金」を交付する。

7 区長は、第 1 項の事業のうち、助成対象者が「こども向け」に実施する事業（以下「こども応援事業」という。）で、特に必要と認める場合は、その事業に係る経費の一部として「こども応援事業助成金」を交付する。

（助成金の対象経費）

第 4 条 助成金の対象経費は、当該事業の実施に要する経費（以下「助成対象経費」という。）のうち、別表 2 に掲げるものとする。

2 区長は、前条第1項から第5項および第7項から第9項の事業と合わせて行うイベント事業の経費について、前条第1項から第5項および第7項から第9項の事業に係る経費の一部として助成金を交付することができる。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、予算の範囲内において、別表3に定める限度額と、助成対象経費に別表3の助成率を乗じた額(1千円未満の端数は切り捨て)を比較し、いずれか低い額とする。

(業者選定委員会の設置)

第6条 助成対象者は、助成事業の全部または一部を専門業者(以下「業者」という。)に請け負わせ、または委託して実施しようとする場合は、原則として複数の業者から選定するものとし、その選定にあたっては、区長の指導のもとにあらかじめ業者選定委員会を設置し、その議を経て業者を選定するものとする。

2 前項の業者選定委員会は、商店街振興組合等の構成員(当該請負または委託の対象業者は除く。)3名以上で組織するものとする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、助成金交付申請書(第1号様式)により区長に提出しなければならない。ただし、助成対象者である商店街振興組合等のうち未組織商店街(以下「未組織商店街」という。)が、第3条第1項から第5項および第7項から第9項に定める事業を実施する場合については、助成金交付申請書に加えて、会則または規約ならびに役員名簿ならびに24箇月分の決算書および関係帳簿(以下「会則等」という。)を合わせて区長に提出するものとする。なお、会則等を提出しない未組織商店街については、第3条第1項から第5項および第7項から第9項に定める事業に係る助成金の交付を受けることはできないものとする。

(助成金の交付決定)

第8条 区長は、前条の申請があった場合において、助成金を交付することを適当と認めるときは、助成金交付決定通知書(第2号様式)により当該助成対象者(以下「助成事業者」という。)に通知するものとする。

2 区長は、前項の決定に際して、必要な条件を付することができる。

(助成事業の内容変更等)

第9条 助成事業者は、事業の内容を変更し、または助成事業を中止しようとするときは、あらかじめ変更等承認申請書(第3号様式)により区長に申請しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 区長は、前項の申請を受けた場合において、承認することを適当と認めるときは、変更等承認決定通知書(第4号様式)により助成事業者に通知するものとする。

(遅延等の報告)

第10条 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了しないときまたは助成事業の遂行が困難となったときは、速やかに理由その他必要な事項を区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(非常災害の場合の処置)

第11条 区長は、助成事業者が非常災害等により被害を受けたため助成事業の遂行が困難となったときは、必要に応じ、特別な措置を指示するものとする。

(実績報告)

第12条 助成事業者は、助成事業が完了したとき(助成事業の廃止の承認を受けたときを含む。)また

は助成金の交付決定日の属する会計年度が終了したときは、必要な書類等を添えて、速やかに実績報告書（第 5 号様式）を区長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第 13 条 区長は、前条の報告があった場合において、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（第 6 号様式）により助成事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により交付すべき助成金の確定額は、助成事業の実施に要した経費の額または交付決定した助成金の額のうち、いずれか少ない額とする。

（助成金の請求）

第 14 条 助成事業者は、前条の通知を受けた場合には、速やかに請求書（第 7 号様式）を区長に提出しなければならない。

（助成金の概算払い）

第 15 条 助成事業者は、前条の規定にかかわらず、助成金の概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（第 8 号様式）により区長に申請しなければならない。この場合において、第 13 条の規定する助成金が確定したときは、速やかに助成金精算書（第 9 号様式）により精算しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還）

第 16 条 助成事業者は、助成事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、速やかに品川区商店街活性化推進事業助成金に係る消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書（第 10 号様式）により区長に提出しなければならない。

2 前項の報告があった場合には、区長は、当該消費税及び地方消費税の全部又は一部の返還を命じるものとする。

（交付決定の取消し）

第 17 条 区長は、助成事業者が次の各号いずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

2 前項の規定は第 13 条の規定により交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（契約の相手業者に対する処分）

第 18 条 前条第 1 号に該当する行為に関与した請負または委託契約の相手業者は、その事実が判明したときから 1 年間、助成事業の契約の相手業者となることができない。

（助成金の返還）

第 19 条 区長は、助成金の交付を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成事業者に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 区長は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定をした場合において、既にその額を超える額が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

（違約加算金）

第 20 条 区長は、第 17 条の規定により、この助成金の交付決定の全部または一部を取り消した場合に

において、助成金の返還を命じたときは、助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、助成金の額（一部を返還した場合のその後の期間は既返還額を控除した額とする。）につき、年 10.95%の割合で計算した違約加算金（100 円未満は切り捨てるものとする。）を納付させるものとする。

2 前項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第 21 条 助成金が 2 回以上に分けて交付されている場合における前条第 1 項の適用については、返還を命じた額に相当する助成金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

3 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る違約加算金の基礎となる未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

（資産処分承認等）

第 22 条 助成事業者は、取得した資産または効用の増加した資産（以下「取得財産等」という。）について台帳を設け、その保管状況を明らかにするとともに、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図るものとする。

2 助成事業者は、別に定める期日までの間、取得財産等のうち取得価格または効用の増加した価格が 50 万円以上のものを交付目的に反して使用し、貸し付け、譲渡し、交換し、または債務の担保に供しようとするときは、あらかじめ資産処分承認申請書（第 11 号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 区長は、前項の承認をした場合において、助成事業者を取得財産等の処分により収入があるときは、既に交付している助成金の額を限度として、当該収入の全部または一部を納付させることができる。

4 助成事業者は、助成事業の終了後 5 年間、常に助成事業の内容等を公開できるよう資料を整備しなければならない。

（助成金の経理等）

第 23 条 助成事業者は、助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

（検査）

第 24 条 助成事業者は、区長が助成事業の運営および経理等の状況について検査を求めたときは、これに応じなければならない。

（適用）

第 25 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付については品川区補助金等交付規則（昭和 39 年 4 月 1 日規則第 4 号）、品川区商店街にぎわい創出事業助成金交付要綱（平成 15 年 6 月 24 日要綱第 160 号）、東京都商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付要綱（平成 15 年 3 月 26 日 14 産労商地第 1643 号）および東京都政策課題対応型商店街事業費補助金交付要綱（平成 29 年 3 月 31 日 28 産労商地第 2382 号）の規定を適用する。

(委任)

第 26 条 この要綱の施行について必要な事項は、別に地域振興部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成 7 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 品川区商店街近代化事業実施要綱（平成 4 年 7 月 13 日決定）において、区長が必要と認めた助成事業者の計画策定事業等については、この要綱において区長が承認したものとみなす。

付 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 10 年度の東京都中小企業振興公社および品川区の共同助成事業にかかわる別表 1 の規定の適用については、同表・施設整備事業の項品川欄中「4 分の 3」とあるのは「3 分の 2」とする。

付 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 9 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

平成 28 年度中の適用については、平成 28 年度中の事業に限る。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1（第 3 条関係）

(1) 施設を整備する事業
①街路灯整備・改修・撤去 ②カラー舗装 ③アーケード整備・改修 ④アーチ整備・改修・撤去 ⑤モニュメント設置 ⑥放送用スピーカー設置 ⑦商店街会館建設・改修 ⑧商店街事務所設置・改修 ⑨統一看板設置 ⑩ポケットパーク整備 ⑪ファサード整備・改修 ⑫来街者用トイレ設置 ⑬駐車場・駐輪場整備 ⑭消火栓スタンドパイプの整備 ⑮基本設計・実施設計 ⑯AED の設置
(2) I T 機能の強化を図るための事業
①ホームページ作成 ②ポイントカード導入 ③キャッシュレス決済導入 ④E コマース導入 ⑤POS システム導入 ⑥スマートフォンアプリ導入 ⑦顧客情報システム導入 ⑧フリーWi-Fi 整備
(3) 顧客利便機能の強化を図るための事業
①お客様向け巡回バス導入 ②タウンモビリティ導入 ③宅配事業 ④案内板設置 ⑤商店街マップ作成
(4) コミュニティ機能の強化を図るための事業
①空き店舗等を活用した事業（交流施設、保育施設、高齢者向け施設等） ②安全パトロール事業 ③エコマナーの導入・調査 ④エコ・リサイクル事業（ごみゼロ運動、リサイクル機器設置等）
(5) 組織力、経営力の強化を図るための事業
①活性化計画策定 ②活性化委員会開催 ③来街者調査 ④購買動向調査 ⑤消費者懇談会 ⑥普及宣伝 ⑦専門家派遣 ⑧人材育成 ⑨振興組合化等支援 ⑩テナントミックス ⑪地域ブランド・商品開発 ⑫空き店舗等を活用した事業（創業支援施設、チャレンジショップ等）

※各区分に掲げる細区分の事項は例示である。

別表 2（第 4 条関係）

区 分		摘 要
1. 施設を整備する事業に要する経費		
	施設の設置、改修及び撤去に係る工事費	
	建物、施設、施設案内板等の固定的施設の購入費又は設置費	
	工事実施に係る設計、施工監理等を委託する経費	
	レイアウト、デザイン等を委託する経費	
	駐車場・駐輪場用地借上げのための土地賃借料	事業開始日から起算して 3 年を経過した日の属する月の前月末日までを限度とする。 月額 30 万円を限度とする。
	機器、設備、物品等の購入費及び賃借料	
2. IT機能の強化を図るための事業に要する経費		
	ホームページの作成等を専門会社に委託する経費	
	ホームページ作成等に伴うパソコン等購入費	
	各種カード端末機等の購入費	
3. 顧客利便機能の強化を図るための事業に要する経費		
	宅配用等の車両購入費	
	案内板等の固定的施設の購入費又は設置費	
4. コミュニティ機能の強化を図るための事業に要する経費		
	機器、設備、物品等の購入費及び賃借料	（空き店舗活用事業に係る建物賃借料）
5. 組織力、経営力の強化を図るための事業に要する経費		事業開始日から起算して 3 年を経過した日の属する月の前月末日までを限度とする。 月額 30 万円を限度とする。
	専門家、委員、研修会等の講師等に対する謝金、講演料	（空き店舗活用事業に係る人件費） 事業開始日から起算して 3 年を経過した日の属する月の前月末日までを限度とする。 事業実施に必要な業務を行うために商店街等が直接雇用する者に対して支払われる経費とする。 月額 15 万円を限度とする。
	各種調査に係る謝金、旅費	
	会場賃借料	
	テキスト、参考図書、資料等の購入費	
	テキスト、報告書等の原稿料、印刷製本費	
	研修会、講演会等への参加費	
	フラッグ、商店街カード等の購入費	
	ポスター、チラシ等の制作費	
	広告の新聞折り込み経費	
	新聞、雑誌等への広告掲載料	

区 分		摘 要
6. 上記経費に付随する経費		
	事業に要する送料、運送料、自動車借上料	
	事業に要する臨時に雇い入れた短期雇用者の賃金	
	事業実施に直接必要な備品購入費	
	事業実施に直接必要な消耗品費	
	振込手数料	
	イベントに係る経費	

* 上記の各区分に掲げる細区分の事項は、例示である。

* 100 万円以上の経費については、3 社以上から見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。

* イベントに係る経費は、品川区商店街にぎわい創出事業助成金交付要綱の規定を適用する。

別表 3（第 5 条関係）

助成率および助成金の限度額

区 分	助 成 率	限 度 額
活性化推進事業	2/3	100,000 千円
活性化推進事業（会則等を提出した未組織商店街）	2/3	20,000 千円
活性化推進事業（会則等を提出しない未組織商店街）	2/3	600 千円 ※1
活性化推進事業（新たに法人化した商店街）※2	5/6 ※3	125,000 千円 ※3
活性化特別支援事業	8/9	1,333 千円
組織力強化支援事業	11/12	31,429 千円
多言語対応事業	5/6	8,333 千円
キャッシュレス対応事業	5/6	83,333 千円
キャッシュレス対応事業 （会則等を提出した未組織商店街）	5/6	16,666 千円
街路灯等緊急改修事業	1/2	1,000 千円
こども応援事業	5/6	16,666 千円

※1 年度内 1 回の実施に限る。

※2 「新たに法人化した商店街」とは、商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）に基づく商店街振興組合または中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合であって、新たに設立されたものをいう。

※3 新たに法人化した当該年度または翌年度に限り適用する。

第1号様式（第8条関係）

年 月 日

品川区長 へ

共催有無

商店街名
[組織形態]

代 表 者
役職名・氏名

住 所

助成金交付申請書

下記のとおり、助成金の交付を申請します。

記

1. 助成金の種別 品川区商店街活性化推進事業（ ）

2. 事業名

3. 事業内容 (1) 計画書 別紙1

(2) 予算書 別紙2

4. 担当者 (1) 氏 名

(2) 連絡先
電話番号

FAX 番 号

メールアドレス

第2号様式（第9条関係）

文 書 番 号
年 月 日

商店街名
代表者
役職名・氏名

様

品川区長

助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請があった助成金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 助成金の種別 品川区商店街活性化推進事業助成金（ ）
2. 事業名
3. 交付決定額 円
4. その他

年 月 日

品川区長 あて

商店街名 _____

代 表 者
役職名・氏名 _____

住 所 _____

変更等承認申請書

年 月 日付 文書番号 で助成金の交付決定通知があった助成事業の内容を
変更（*中止）したいので、下記のとおり申請します。

記

1. 助 成 金 の 種 別 品川区商店街活性化推進事業助成金（ ）

2. 事 業 名

3. 変更(*中止)内容

4. 変更(*中止)理由

年 月 日

品川区長 あて

商店街名 _____

代 表 者
役職名・氏名 _____

住 所 _____

変更等承認申請書

年 月 日付 文書番号 で助成金の交付決定通知があった助成事業の内容を
変更（*中止）したいので、下記のとおり申請します。

記

1. 助 成 金 の 種 別 品川区商店街活性化推進事業助成金（ ）

2. 事 業 名

3. 変更(*中止)内容

4. 変更(*中止)理由

令和 年 月 日

品川区長 へ

商店街名 _____

代表者
役職名・氏名 _____

住 所 _____

実績報告書

年 月 日付 文書番号 _____ で助成金の交付決定通知のあった助成事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1. 助成金の種別 品川区商店街活性化推進事業助成金()

2. 事業名

3. 事業内容 (1) 実施報告書 別紙1

(2) 決算書 別紙2

4. 担当者 (1) 氏名 _____

(2) 連絡先
電話番号 _____

FAX 番号 _____

メールアドレス _____

別紙1(第13条関係)

商店街振興事業名	品川区商店街活性化推進事業助成金()				
1 事業名					
2 商店街名					
3 実施期間 年 月 日 から 年 月 日 まで					
4 事業の具体的な内容					
①内容					
②今後の事業計画(継続性のある事業の場合) ※助成期間終了後も含む、事業の全体計画					
③数量(施設整備事業、案内板設置事業等の場合)					
④収益事業の有無 有 ・ 無					
5 事業実施後の効果					
6 経費(単位:円)					
経 費 区 分	総 事 業 費 (交付申請時)	総事業費(a) (実績報告時)	対象経費(b)	対象外経費	増 減 の 主 な 理 由
売上・収入等(f)					
*増減の主な理由欄は、総事業費が2割以上増減した場合に記載					
(収益事業の内容)			(商店街負担額の内訳)		
内 容	金 額	区 分	金 額 (e)		
		積立金			
		負担金			
		借入金			
		その他			
計 (f)		計			
総 事 業 費 (a)	補 助 対 象 経 費 (b - f)	都 補 助 額 (c)	区 助 成 額 (d)	商店街負担額 (e = a - c - d)	

業者選定經過調書

業者選定委員会	設置年月日	年 月 日設置		
	委員等氏名 (商店街での役職) 【3名以上】	役職名	商店街での 役職名	氏 名
		① 委員長		
		② 委 員		
		③ 委 員		
		④ 委 員		
		⑤ 委 員		

業 者 選 定 の 経 過	選定方法	☐ 1. 見積合わせ ☐ 2. コンペ ☐ 3. 競争入札 ☐ 4. その他		
	仕様提示日 (又は現場説明会日)	年　月　日実施 実 施 場 所 ()		
	参加業者名 (見積徴収業者名) ※100万円以上は3者以上	①		
		②		
		③		
		④		
		⑤		
	見積合わせ等実施日	年　月　日実施 実 施 場 所 ()		
	選定業者名			
選定理由				
理事会への報告	年　月　日			
組合員への報告	年　月　日 により周知			

上記の経過により業者を選定しました。

商店街名 _____
代 表 者 _____
役職名・氏名 _____

文 書 番 号
年 月 日

商店街名
代表者
役職名・氏名

様

品川区長

助成金額確定通知書

年 月 日付 文書番号 で交付決定した助成金について、提出された実績報告書を審査した結果、助成事業の成果が当該助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められ、下記のとおり助成金の額を確定したので通知します。

記

1. 助成金の種別 品川区商店街活性化推進事業助成金()
2. 事業名
3. 助成金確定額 (1)交付決定額 円
(2)確定額 円
4. 入金予定日 年 月 日 ()
5. その他

年 月 日

品川区長 あて

商店街名 _____

代 表 者 _____ (印)
役職名・氏名

住 所 _____

請 求 書

年 月 日付 文書番号 で確定額の通知があった助成金について、下記のとおり請求します。

記

1. 助 成 金 の 種 別 品川区商店街活性化推進事業助成金()

2. 事 業 名

3. 請 求 額 _____ 円

捨印



第8号様式（第16条関係）

品川区長あて

年 月 日

商店街名

代表者
役職名・氏名

印

住 所

概算払請求書

年 月 日付 文書番号 で交付決定通知のあった助成金について、下記のとおり請求します。

記

1. 助成金の種別 品川区商店街活性化推進事業助成金()

2. 事業名

3. 概算払請求理由

4. 請求額 _____円

(内訳)

交付決定額 _____円

概算払受領済額 _____円

今回請求額 _____円

残 額 _____円

捨印



年 月 日

品川区長 あて

商店街名 _____

代 表 者 _____ (印)
役職名・氏名

住 所 _____

助成金精算書

年 月 日付 文書番号 で確定額の通知のあった事業が完了したので、下記
のとおり精算します。

記

1. 助成金の種別 品川区商店街活性化推進事業助成金()

2. 事業名

3. 精算額等

(1) 交付決定額	_____円
(2) 精算額(確定額)	_____円
(3) 概算払受領額	_____円
(4) 返還予定額	_____円
(5) 追給予定額	_____円

捨印



年 月 日

品川区長 あて

商店街名 _____

代 表 者 _____ (印)
役職名・氏名 _____

住 所 _____

年度品川区商店街活性化推進事業助成金に係る
消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

品川区商店街活性化推進事業助成金交付要綱第16条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 助成金の種別 品川区商店街活性化推進事業助成金()
2. 事業名
3. 助成金額(確定額) _____ 円
4. 助成金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 _____ 円
5. 消費税及び地方消費税額の確定に伴う助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 _____ 円
6. 助成金返還相当額（項目5から項目4を引いた額） _____ 円

第 11 号様式（第 23 条関係）

年 月 日

品 川 区 長 あて

商店街名 _____

代 表 者 _____ (印)
役職名・氏名 _____

住 所 _____

財産処分承認申請書

品川区商店街活性化推進事業助成金により取得した取得財産等の処分について、下記のとおり申請します。

記

1. 処分予定の取得財産等に係る事業の名称
2. 処分予定の取得財産等の品目、取得年月日、取得価格（効用の増加した価格）および時価

品 目	取得年月日	取得価格 （効用の増加した価格）	時価
①			
②			
③			
④			
⑤			

3. 処分予定の取得財産等の設置場所
4. 処分予定方法
5. 処分予定理由